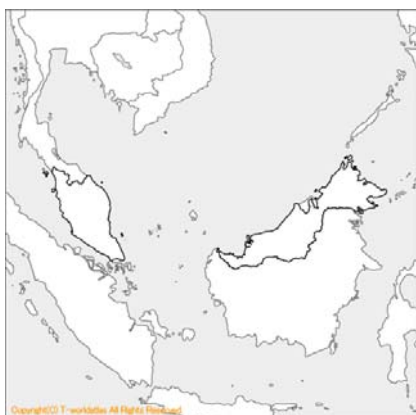


多様性を通じた成長 マレーシアの民族とジェンダー



基本情報（2011年）



- 【人口】 2,873万人
- 【年齢構成】 0-14歳（29.6%）；15-64歳（65.4%）；65-（5%）
- 【民族】 ブミプトラ（62%）；華人（22%）、インド人（7%）；
その他（1%）；外国人（8%）
- 【宗教】 イスラム（国教、60%）；仏教（19%）；キリスト教（9%）；ヒンドゥ（6%）
- 【国土面積】 33万km²

【1人あたりGDP、2011年】 9,835 USD

【実質GDP成長率】 5.1%

【主要産業（比率）】 製造業（27.4%）、卸売・小売（14.8%）、金融・保険（11.8%）

【主要輸出品目、2010年】 電子・電機（39%）、パーム油等（9.8%）、化学製品（6.4%）、液化天然ガス（6%）、原油（4.8%）

【政治体制】 立憲君主制／議会制民主主義（二院制）／連邦制

【政権】 ナジブ・ラザク首相／国民戦線（Barisan Nasional: BN）

【主要政党】 与党連合国民戦線（BN）（統一マレー国民組織（UMNO）、マレーシア華人協会（MCA）、マラヤインド人会議（MIC）など14政党／野党連合 Pakatan Rakyat（PR・・・人民進歩党（DAP）、マレーシアイスラーム党（PAS）、人民公正党（PKR））

1. 民族の政治・経済

—民族共存のために、どのように権利と富を分配するか？—

(1) 独立憲法

- 国家機構・政府の権力の制限
- 民族間の契約 【UMNO、MCA、MIC】
 - ① 国語はマレー語＋その他の言語の使用や教授も妨げない

- ② 市民権は属地主義とする＋独立以前に生まれた場合、一定期間の居住が必要
 - ③ マレー人の特別の地位を保障＋その他の民族の正当な利益も保障
- (2) 「5月13日事件」(1969年5月13日)
- 野党による獲得議席拡大 → 野党と UMNO パレードの衝突 → 暴動へ
 - 非常事態宣言／議会停止
- (3) 1971年憲法改正： 民族の権利は政治的争点にしない
- 議会は、以下の事項について議論する市民の権利を禁止する法律を定めることができる（10条4項）
 - マレー語の国語としての地位とその他の言語の非公用目的での使用・教授
 - （非マレー人の）市民権
 - マレー人の特別な地位と非マレー人の正当な利益
 - スルタンの地位
 - ただし、これらの事項の実施（政策）は禁止の対象とならない
- (4) 1971年憲法改正成立の要因：「お互いに痛いところは攻撃しないことを約束
- 126-17 で可決／マレー人・非マレー人双方の与野党が賛成
 - マレー人与野党【マレー人の特別の地位＋マレー語の国語としての地位】
 - 非マレー人【市民権＋マレー人の特別の地位の実施に異議を唱える権利＋非マレー語の使用・教授】
- (5) ブミプトラ優遇政策
- 「5月13日事件の背景は、民族間の経済格差」という公式見解
 - 「新経済政策」・・・①民族にかかわらぬ貧困撲滅、②ブミプトラと非ブミプトラの格差是正 → 国営・公営企業株式をブミプトラに安価で売却、公共事業受注における優遇、ブミプトラ資本所有 30%目標
 - 教育分野でのブミプトラ優遇（高等教育機関への入学者数割当）
- (6) 民族（地域）代表の政党による大連立国民戦線（Barisan Nasional: BN）
- 上記（5）の問題は、各民族を代表する政党間の話し合いで決定

2. 制限付きの民主主義

- (1) 多元的空間の封じ込め
- 大学・カレッジ法改正（1972年）・・・大学生の政治活動を禁止
 - 結社法改正（1981-83年）・・・成員7人以上の市民団体は全て登録／年次報告書を内務省に提出／内務省は、結社登録を抹消できる
 - 国家機密法改正（1986年）・・・国家機密を漏洩したものに禁固刑
 - 印刷機・出版物法（1987年）・・・新聞などの印刷物は、1年毎に出版許可を得なければならない
 - 憲法改正（1988年）・・・「連邦の司法権」という語を削除（☑ 最高裁判所長官の弾劾へ）
- (2) 二つの民主主義の対立
- ① 民族間の話し合いにもとづく民主主義・・・政治は選挙で選ばれた代表がするもの／各民族を代表する政党からなる国民戦線が、話し合いで民族間の分配を

決定することこそが民主的

- ② 市民団体、メディア、裁判所の役割も重要／様々な意見が、オープンな場で表明され、競合する中で決定がなされることこそが民主的／民族問題だけが重要な問題ではない
- (3) 多元的空間における市民団体・女性団体
 - ブミプトラ優遇の経済・教育政策への不満 ⇒ 市民団体による不満の表明
 - 「1981年結社法」（「政治結社」のみが政治活動可／分類は内務省が決定／内務省の決定は裁判所では争えない）
 - ⇔ 市民団体による反対の末、撤回・改正 ⇒ 「政治結社」削除／年次レポート提出義務／内務省の決定は裁判所で争える
 - 「1986年国家機密法」（政府が「国家機密」とした情報は、国家機密／機密漏洩者に1年以上の禁固刑）
 - ⇔ 市民団体による反対の末、撤回・改正 ⇒ 「国家機密」の範疇を限定／1年の禁固刑
 - 残された多元的空間における女性団体の活動・・・刑事証拠法（レイプ法）（1989年）改正／家庭内暴力法（1994年）制定

3. 今日のマレーシア政治・経済

- (1) 政治の不安定化
 - 得票率は、63.8%（2004年選挙）⇒51.5%（2008年選挙）へ（図表3）
 - 司法の独立／選挙の透明性／インド人の文化・政治的権利を求めるデモ
- (2) 不安定化の背景
 - マハティール首相辞任（2003.10）以降の自由化 ⇒ ブミプトラ優遇政策への不満噴出 ⇒ UMNOの急進化と資本所有30%目標の再明記 + 野党による脱ブミプトラ優遇政策的経済政策 ⇒ 各民族の穏健派・非ブミプトラが野党支持へ
 - 自由化 ⇒ 実力行使による意見表明 ⇒ 当局による鎮圧 ⇒ 若年層が野党支持へ
- (3) 経済的な課題
 - 海外直接投資の伸び悩み（図表4）
 - 頭脳流出・・・100万人の移住者のうち1/3が頭脳流出、多くが華人
 - 国際競争力も上昇せず
 - ブミプトラ優遇政策が原因？

4. 多様性を通じた成長への転換

- (1) 「1つのマレーシア」・・・多様性をともなう統一の維持と促進
- (2) 新経済モデル（New Economic Model: NEM）
 - 2020年までに先進国入り／所得倍増（23,700RM ⇔ 48,000RM）
 - 「市場友好的で非差別的」な優遇政策 = ブミプトラではなく、下層40%

の能力構築

- 規制緩和による投資拡大と民間の活性化・・・自動車・医療・金融・観光など27業種で、ブミプトラ資本比率を撤廃
- (3) 「文化・民族・生物多様性のモデルとしてのマレーシア」
- 言語、文化、宗教的多様性は、各民族がそれぞれに固有の能力を活かし、社会全体に便益をもたらすことを可能にする
 - マレーシアの民族、宗教的多様性は、急速に成長する中国、インド、中東、インドネシアをはじめとした、様々な国とつながるための資産である
 - また、言語の多様性は、成長著しい国をターゲットとした観光業の成長につながる
- (4) 「労働生産性を上げるための女性活用」
- 女性の柔軟性、家計管理能力、チームワークを活かすべきである
 - そのために、①柔軟な労働時間と子育て支援、②各省による女性志向の政策実施、③民間セクターでの女性管理職増加を推進する
 - 活用されていない女性労働力（図表5）

5. まとめ

- (1) '70～'90年代
- 民族の政治・経済【各民族を代表する与党連合+民族毎に権利・富の分配】
 - 制限されつつも、しっかりと残った多元空間【民族を超えた問題を扱う団体+民族の政治・経済に反対する団体】
- (2) '00年代（マハティール辞任後）
- 民族の政治・経済への不満噴出
 - 多元空間の活性化
- (3) '10年代
- 民族毎の分配原則を緩和+多様性を活かした経済成長戦略

☆ 民族間の差別をなくし、各民族の価値を受け入れる

☆ 各民族が強みを活かして、成長センターとつながることで、マレーシア経済を成長させる

【もっと勉強したい方におすすめの本】

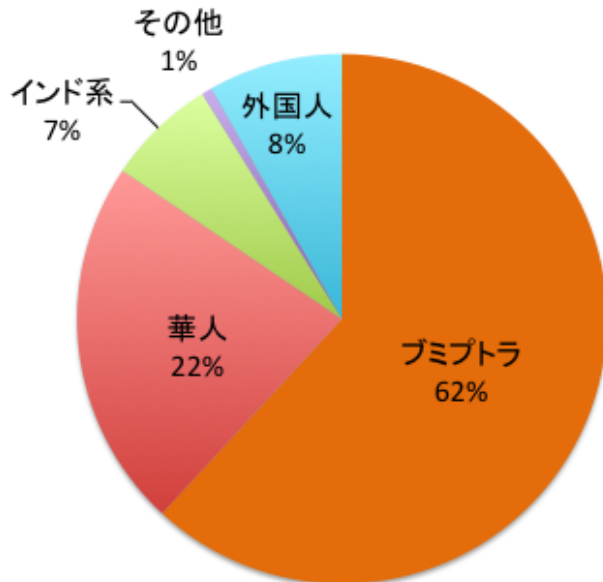
金子芳樹 『マレーシアの政治とエスニシティ』 晃洋書房、2001年

清水一史・横山豪志・田村慶子 『東南アジア現代政治入門』 ミネルヴァ書房、2011年

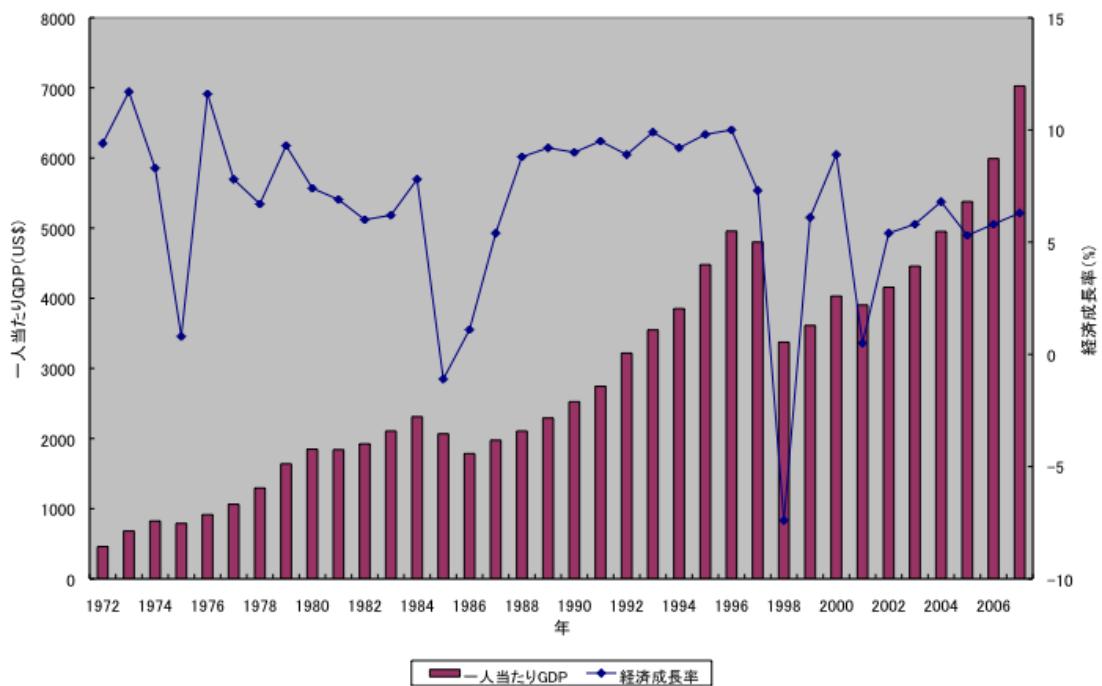
鳥居高編 『マハティール政権下のマレーシア』 アジア経済研究所、2007年

山本博之 『脱植民地化とナショナリズム』 東京大学出版会、2006年

図表1 マレーシア民族別人口比率



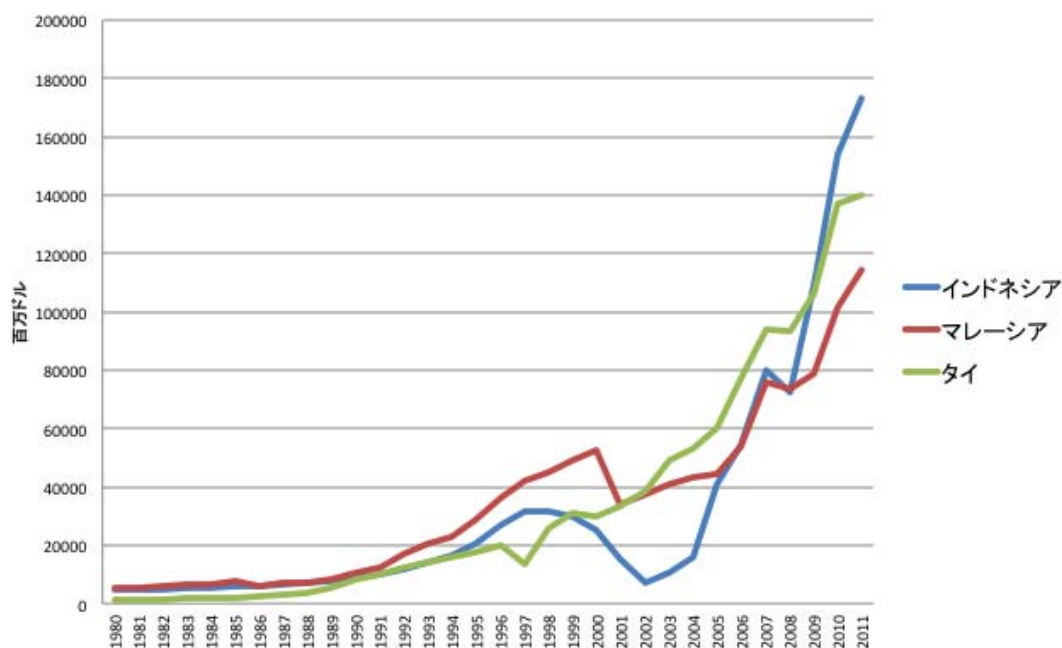
図表2 マレーシアの1人あたりGDPと経済成長率



図表3 国民戦線の得票率と議席占有率

| 年 | 国民戦線得票率(%) | 国民戦線議席占有率(%) |
|-------------|-------------|--------------|
| 1974 | 60.7 | 87.7 |
| 1978 | 57.2 | 84.4 |
| 1982 | 60.5 | 85.7 |
| 1986 | 57.3 | 85.5 |
| 1990 | 53.4 | 70.6 |
| 1995 | 65.2 | 84.4 |
| 1999 | 56.5 | 76.7 |
| 2004 | 63.8 | 90.4 |
| 2008 | 51.5 | 63.1 |

図表4 海外直接投資（インドネシア、タイ、マレーシア）、1981-2011年



図表5 世界経済フォーラムによるグローバル・ジェンダー・ギャップ指標ランキング

| | ランキング | 労働力率 | | 企業管理職に占める割合 | | 議員に占める割合 | | 大臣に占める割合 | |
|--------|-------|------|----|-------------|----|----------|----|----------|----|
| | | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 |
| アイスランド | 1 | 81 | 90 | 33 | 67 | 40 | 60 | 50 | 50 |
| マレーシア | 100 | 47 | 82 | 24 | 76 | 10 | 90 | 6 | 94 |
| 日本 | 101 | 62 | 84 | 9 | 91 | 11 | 89 | 12 | 88 |